

# 主な共同処理制度の特徴

## 一部事務組合・広域連合

- ・法人格を有する
- ・財産の保有や職員の採用ができる。
- ・責任が明確。
- ・複数の事務を共同処理することが可能。
- ・議会、監査委員等を置く必要がある。
- ・対象事務は、構成団体の権能から除外される。

(主な活用部門)

ごみ処理、し尿処理、消防救急、火葬場など

## 事務の委託

- ・法人格がない。
- ・仕組みが簡便。
- ・執行が受託側に一元化
- ・責任が明確。
- ・対象事務は、委託側の権能から除外される。

(主な活用部門)

公平委員会等の他、ごみ処理、消防救急、教育など幅広く活用

## 機関等の共同設置

- ・法人格がない。
- ・仕組みが簡便。
- ・対象の機関等は、各構成団体の共通の機関等の性格を持つ。
- ・各構成団体に権能が残る。
- ・責任は各構成団体がそれぞれ負う。

(主な活用部門)

介護保険認定審査、障害区分認定審査、公平委員会